

お知らせ

5月は消費者月間

【令和6年度消費者月間統一テーマ】
デジタル時代に求められる消費者力とは

消費生活センターでは、「だまされない消費者」になるために、相談事例とアドバイスを掲載した情報パネルの展示と啓発リーフレットなどの配布を行います。

開催期間

5月23日(木)～29日(水)

場所 中央公民館1階ロビー

☎ 商工観光課 ☎ (93) 4942

6月1日
人権擁護委員の日

「人権擁護委員制度」は、地域の中で人権に対する考え方を広め、基本的な人権を守ることを目的に、設けられた制度です。

市内5人の人権擁護委員は、皆さまからの相談を受けるなど、さまざまな活動を行っています。

【人権擁護委員の日】特設相談所

日時 6月3日(月)

10:00～14:30

場所 市役所分庁舎1階会議室

※相談は無料で、秘密は守られます。

☎ 市民課 ☎ (93) 4087

4月分・5月分の
学校給食費振替日

5/10 (金)

※9日(木)までに入金確認をお願いします。

☎ 学校給食センター ☎ (93) 2550

毎月15日
自転車安全の日



自転車の安全な利用に努めましょう。

自転車に乗る前のルール

1. 自転車保険に入ろう
2. 点検整備をしよう
3. 反射器材(リフレクター)を付けよう
4. ヘルメットをかぶろう
5. 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

1. 車道の左側を走ろう
2. 歩いている人を優先しよう
3. ながら運転はやめよう
4. 交差点では安全確認しよう
5. 夕方からライトをつけよう

～ヘルメットをかぶりましょう～

乗車用ヘルメットの着用は、努力義務になっています。交通事故に備えて必ず着用しましょう。

☎ 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

赤十字活動資金に
ご協力を

日本赤十字社が行うさまざまな人道的活動は、皆さまからの活動資金で支えられています。

5・6月を赤十字運動月間として、自治会役員や赤十字奉仕団員などが活動資金となる社資の募集に伺いますので、ご協力をお願いします。

社会福祉課窓口でも受け付けています。

※募金に応じない場合でも、不利益を被ることはありません。

☎ 社会福祉課 ☎ (93) 4192

繁殖期のカラスに
ご注意ください



5～7月は、カラスによる人への威嚇など、被害が多く確認される時期となります。

被害を受けないために、カラスのいる場所は避け、帽子を被る。また、エサにならないようにごみなど、適正に管理しましょう。

☎ 環境課 ☎ (93) 4946

令和6年度から森林環境税
の賦課・徴収が始まります

市区町村において、令和6年度の個人市民税・県民税均等割と併せて

1人・年額1,000円が賦課されます。

※均等割額が1,000円減額になるため、森林環境税を導入すること

による負担額の増減はありません。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ 課税課 ☎ (93) 0443

納期内納付に
ご協力ください

5/31 (金)

■軽自動車税(種別割) 全期

※障害者手帳などによる減免の申請も5/31(金)まで

■後期高齢者医療保険料 随時期

■介護保険料 随時期

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告スペース